



【国選被害者参加】報告書（第一審）

書式4－1－1(R6/4/1)

提出日 年 月 日

弁護士 ○ 一般 ○ スタッフ（登録番号 ） 通常/裁判員 ○ 通常裁判 / ○ 裁判員裁判

被害者参加人 *複数の場合すべて記入		以上 名		裁判所名・事件番号		地方裁判所 支部 年 () 第 号			
被告人				選定日		年 月 日			
起訴日		年 月 日		判決日		年 月 日			
罪名(罰条) *特別法犯については必ず 罰条を記載してください。									
被告人が複数のため、 複数の審理があった。 *起訴状などを入手されてい る場合は写しを添付してくだ さい。		☐ 有	事件番号: 年 () 第 号被告人: 罪名:		起訴日: 年 月 日		判決日: 年 月 日		
			事件番号: 年 () 第 号被告人: 罪名:		起訴日: 年 月 日		判決日: 年 月 日		
		* 公判期日等、整理手続対応については、審理ごとに、別紙「【国選被害者参加】継続用紙」に記載してください。 報告書の提出はすべての審理が終了した時点でお願います。							
活動終了日		年 月 日 : ☐ 上訴提起期間満了 ☐ 検察官による上訴 ☐ 選定取消し ☐ その他							
委託されなかった行為		☐ なし / ☐ 公判期日への出席 ☐ 検察官への意見等 ☐ 証人尋問 ☐ 被告人質問 ☐ 意見陳述							
公 判 加 算	公判期日等		立会時間		備 考		公判内容		
	*書ききれない場合は別紙「【国選被害者参加】継続用紙①」に記載してください。		*午前と午後に分かれた場合は、それぞれを分けて記載してください。必ず出席した公判1回目から記載してください。		*次の事項がある場合は、その旨備考に記載してください(その他公判時間と立会時間が一致しない理由があれば記載してください)。①休廷があり、休廷時間中に当該国選被害者参加事件について時間的拘束をうけていない場合は、その時間。②前の事件が長引き、開廷が遅れた。		*出席した期日のみ記載してください。		
	年 月 日		～		休廷 () 分		☐ 実質審理あり ☐ 判決宣告のみ		
	年 月 日		～		休廷 () 分		☐ 実質審理あり ☐ 判決宣告のみ		
	年 月 日		～		休廷 () 分		☐ 実質審理あり ☐ 判決宣告のみ		
	年 月 日		～		休廷 () 分		☐ 実質審理あり ☐ 判決宣告のみ		
	整 理 手 続 対 応	打合せ・協議等をした検察官の氏名、検察庁の名称、打合せ・協議等の日時及び場所				手続の種類		対応する整理手続期日	
		*書ききれない場合は別紙「【国選被害者参加】継続用紙」に記載してください。 *選定後最初の整理手続期日に関する打合せ・協議等は加算の対象外ですが、算定上必要なため、対応したすべての打合せ・協議等を記載してください。				①公判前整理手続・ ②期日間整理手続			
		検察官: / () 検察庁 支部 年 月 日 時 分 ～ 時 分 / 場所:						年 月 日	
	検察官: / () 検察庁 支部 年 月 日 時 分 ～ 時 分 / 場所:						年 月 日		
評 議 対 応		☐ あり ※評議の間、在廷を命じられた(月 日 分間在廷)							
審理対応特別加算		担当先行審理の数 ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4以上							
遠距離打合せ・協議等		☐ 別紙「旅費等請求書」に記載あり ※管轄簡裁から往復直線50km以上、又は最も経済的な通常の経路・方法によつての移動が往復100km以上							
費 用	記録謄写費用	☐ 別紙「【国選被害者参加】謄写料・訴訟準備費用請求書」に記載(要疎明資料添付) ☐ 複数選定であつた							
	公判期日等出席の旅費等	☐ 別紙「旅費等請求書」に記載 ※手続が最寄簡裁の管轄区域以外の場所で行われ、事務所所在地の管轄簡裁から、8kmを超える裁判所で行われた							
	通訳人費用	☐ 別紙「【国選被害者参加】通訳料請求書」、「【国選被害者参加】通訳に伴う文書作成料請求書」に記載(要疎明資料添付)							
	訴訟準備費用	☐ 別紙「【国選被害者参加】謄写料・訴訟準備費用請求書」に記載(要疎明資料添付)							
そ の 他	☐ ① 被害者参加人が出席することができる最初の公判期日の前日までに、被害者参加人と電話又は面談による打合せ・協議等を行うことなく、当該公判期日に出席した(選定前から、選定に係る事件について打合せ等を行っていた場合を除く。) ☐ ② ①の場合であつて、被害者参加人に対する打合せ・協議等の申入れを行った ☐ ③ 記録の閲覧及び謄写をすることなく、被害者参加人が出席することができる最初の公判期日に出席した ☐ ④ ③の場合であつて、被害者参加弁護士の責めに帰することができない理由により記録の閲覧及び謄写をしなかつた 【理由】()								
選 定 取 消 し 等 に よ る 活 動 終 了	被害者参加人が出席することができる最初の公判期日の前に、選定の取消しその他の事由により活動を終了したとき ☐ ① 被害者参加人との打合せ・協議等を行った(選定前に行われた選定に係る事件に関するものを含む。) ☐ ② 記録の閲覧又は謄写を行った ☐ ③ 記録の閲覧又は謄写を行った上、当該記録を十分に検討した ☐ ④ 被害者参加人との打合せ・協議等を行い、かつ、記録の閲覧又は謄写を行った ☐ ⑤ 被害者参加人との打合せ・協議等を行い、かつ、記録の閲覧又は謄写を行った上、当該記録を十分に検討した ●打合せ・協議等の日時 : 年 月 日 時 分 ～ 時 分 / 場所: ●①、④、⑤において、被害者参加人と打合せ・協議等を行っていない場合で、その申入れは行っていたとき 申入れの日時 : 年 月 日 時 分 ●記録の閲覧又は謄写をした日: 年 月 日								

処 理 欄	センター事件番号		不服申立日	年 月 日
	報酬通知日	年 月 日	再通知日	年 月 日

※ なお、御記入いただきました個人情報は、日本司法支援センターにおいて管理し、日本司法支援センターにおける被害者国選弁護関連業務に使用するほか、総合法律支援法・同施行規則及び契約約款に基づき、日弁連、所属弁護士会、関係機関に情報を提供することがあります。また、被害者参加人から請求があつた場合、同様に情報を提供することがありますので、あらかじめ御了承ください。

※ 日弁連委託犯罪被害者法律援助を御利用いただいた場合は、別途、日弁連委託援助申込書・終結報告書(犯罪被害者)等が必要になります。

※ 提出に当たっては、報告書提出期間(請求できるようになった日から土日祝日・12/29～1/3を除く14日)を確認し、提出期限に遅れないよう御留意ください。報告書の提出が遅れた場合には、報酬等をお支払いできなくなることがあります。